

大雪に伴い被災されたお客さまに対する電気料金の特別措置について

2020年12月23日
北陸電力株式会社

2020年12月16日から大雪に伴い、被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの大雪により、災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において、被災されたお客さまからのお申し出に応じて、以下のとおり電気料金の特別措置を適用させていただきます。

1. 適用対象

災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において、被災されたお客さま

<p><災害救助法が適用された地域> なし</p> <p><隣接する地域> 【群馬県】吾妻郡中之条町、利根郡みなかみ町</p>

(参考) 内閣府発表 災害救助法の適用状況

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

※災害救助法の適用地域については、適宜更新されますので、最新情報については「内閣府発表 災害救助法の適用状況」をご参照ください。

2. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日の1か月間延長

被災されたお客さまの2020年11月分（2020年12月16日以降に支払期日を迎えるものに限り）、12月分、2021年1月分および2月分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長いたします。

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、6か月間に限り申し受けません。

<p>特別措置の適用をご希望されるお客さまは、当社お客さまサービスセンターまでお問い合わせ下さい。</p>

<p>【お問い合わせ先】北陸電力株式会社 お客さまサービスセンター</p>

<p>Tel : 0120-418969</p>

<p><月～金曜日 9時～19時、土日祝日 9時～17時（年末年始を除く）</p>
--

以上